

※この法令は廃止されています。

## 昭和二十五年農林省令第五十号

海区漁業調整委員会委員の選挙等に関する省令

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）を実施するため、同法第六章及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）の規定に基き、海区漁業調整委員会委員の選挙等に関する省令を次のように定める。

（選挙人名簿登録申請書の様式）

第一条 漁業法施行令（以下「令」という。）第五条第一項の申請書及び同条第五項において準用する公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第二十一条第一項の規定により再調製する場合の選挙人名簿登録申請書は、別記第一号様式とする。

（選挙人名簿及び抄本の様式）

第二条 選挙人名簿及びその抄本は、別記第二号様式に準じて調製しなければならない。

（選挙人名簿登録証明書の交付の申請等）

第三条 令第五条第五項において準用する公職選挙法施行令第十八条第一項の規定による選挙人名簿登録証明書の交付の申請は、船員手帳又は船員であることを証する書面を添えて、文書でしなければならない。

2 前項の文書は、別記第三号様式に準じて作成しなければならない。

3 第一項の選挙人名簿登録証明書は、別記第三号様式の二に準じて調製しなければならない。

（投票用紙の様式）

第四条 選挙及び解職の投票に用いる投票用紙は、それぞれ別記第四号様式及び第四号様式の二に準じて調製しなければならない。

2 令第九条及び第二十三条において準用する公職選挙法施行令第五十一条の規定による請求に基づいて交付する選挙及び解職の投票に用いる投票用紙は、それぞれ別記第五号様式及び第五号様式の二に準じて調製しなければならない。

（仮投票用封筒の様式）

第五条 漁業法（以下「法」という。）第九十四条（法第九十九条第五項において準用する場合を含む。第十二条の表第十三条第四項の項を除き、以下同じ。）において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第五十条第四項及び第五項並びに令第九条及び第二十三条において準用する公職選挙法施行令第四十一条第四項に規定する投票用封筒は、別記第六号様式に準じて調製しなければならない。

（立会人となるべき者の届出書、承諾書及びこれらに添付すべき選挙人名簿登録証明書の様式）

第六条 開票立会人及び選挙立会人となるべき者の届出書及び承諾書は、それぞれ別記第七号様式及び第八号様式によつて作成しなければならない。

2 令第九条及び第二十三条において準用する公職選挙法施行令第八十二条第二項の規定によつて選挙立会人となるべき者の届出書に添付すべき選挙人名簿登録証明書は、別記第十二号様式に準じて作成しなければならない。

（候補者の届出書及びその添付書類並びに辞退届出書の様式）

第七条 候補者の届出書、推薦届出書（これに添えるべき本人の承諾書及び選挙人名簿登録証明書、これらに添えるべき所属党派に関する証明書及び候補者たることを辞することの届出書は、それぞれ別記第九号から第十五号までの様式に準じて作成しなければならない。

（通称認定申請書及び認定書の様式）

第七条の二 令第八条第五項に規定する通称認定申請書は、別記第十五号様式の二に準じて作成しなければならない。

2 令第八条第六項に規定する認定書は、別記第十五号様式の三に準じて調製しなければならない。

（投票録、不在者投票に関する調書、開票録及び選挙録の様式）

第八条 投票録、不在者投票に関する調書、開票録及び選挙録は、それぞれ別記第十六号から第十九号までの様式に準じて調製しなければならない。

（当選証書）

第九条 当選証書は、別記第二十号様式に準じて調製しなければならない。

（解職請求に関する書類の様式）

第十条 委員の解職請求書、解職請求代表者証明書、解職請求者署名簿、令第十一条第二項の委任状、同条第三項の届出書、令第十六条の署名審査録及び第十七条第一項の規定による証明書は、それぞれ別記第二十一号から第二十七号までの様式に準じて作成しなければならない。

（委員の解職請求の要旨等）

第十一条 令第十条第一項の規定による請求の要旨及び令第二十二条において準用する地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第四百四条の規定による弁明の要旨は、千字以内とする。

（公職選挙法施行規則の準用）

第十二条 公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）第六条、第七条、第八条の二、第九条、第十条、第十条の三から第十五条の二から第十五条までの規定は、海区漁業調整委員会の委員の選挙及び解職の投票に、同令第十三条第四項の規定は、海区漁業調整委員会の委員の選挙につき準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定の中で

同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

第七條第一項	令第三十九條第二項、第五十三條第三項、第五十四條第二項又は第五十九條の五の第四項	令第九條及び第二十三條において準用する公職選挙法施行令第三十九條第二項、第五十三條第三項又は第五十四條第二項
第八條の二	令第五十條第四項及び第五十一條第二項において準用する第五十條第四項	令第九條及び第二十三條において準用する公職選挙法施行令第五十條第四項（令第九條及び第二十三條において準用する公職選挙法施行令第五十一條第二項において準用する場合を含む。）
第九條	令第四十九條の八又は第五十二條 令第五十三條第一項及び第五十四條第一項 第五十三條第二項	令第九條及び第二十三條において準用する公職選挙法施行令第四十九條の八又は第五十二條 令第九條及び第二十三條において準用する公職選挙法施行令第五十三條第一項及び第五十四條第一項 令第九條及び第二十三條において準用する公職選挙法施行令第五十三條第二項
第十條の三第一項	令第五十九條の三第一項	令第九條及び第二十三條において準用する公職選挙法施行令第五十九條の三第一項
第十條の三第二項	令第五十九條の三第二項	令第九條及び第二十三條において準用する公職選挙法施行令第五十九條の三第二項
第十條の三第三項	令第五十九條の三第三項	令第九條及び第二十三條において準用する公職選挙法施行令第五十九條の三第三項
第十條の三の二第一項	令第五十九條の三の二第一項	令第九條及び第二十三條において準用する公職選挙法施行令第五十九條の三の二第一項
第十條の三の二第二項	令第五十九條の三の二第二項	令第九條及び第二十三條において準用する公職選挙法施行令第五十九條の三の二第二項
第十條の三の二第三項	令第五十九條の三の二第三項	令第九條及び第二十三條において準用する公職選挙法施行令第五十九條の三の二第三項
第十條の三の二第四項	令第五十九條の三の二第四項	令第九條及び第二十三條において準用する公職選挙法施行令第五十九條の三の二第四項
第十條の三の二第五項	令第五十九條の三の二第五項	令第九條及び第二十三條において準用する公職選挙法施行令第五十九條の三の二第五項
第十條の三の三第一項	令第五十九條の三の三第一項	令第九條及び第二十三條において準用する公職選挙法施行令第五十九條の三の三第一項
第十條の三の三第二項	令第五十九條の三の三第二項	令第九條及び第二十三條において準用する公職選挙法施行令第五十九條の三の三第二項
第十條の三の三第三項	法第四十九條第三項	法第九十四條において準用する公職選挙法第四十九條第三項
第十條の四	令第五十九條の四第一項	令第九條及び第二十三條において準用する公職選挙法施行令第五十九條の四第一項
第十條の五	令第五十九條の四第四項	令第九條及び第二十三條において準用する公職選挙法施行令第五十九條の四第四項
第十三條第四項	令第八十六條の四第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項 令第九十一條	令第九十四條において準用する公職選挙法第八十六條の四第一項、第二項若しくは第五項 令第九十四條において準用する公職選挙法第九十一條
第十五條の二第一項	同条第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項 令第二十六條の五第一項 令第六十條	同条第一項、第二項若しくは第五項 令第九條及び第二十三條において準用する公職選挙法施行令第二十六條の五第一項 令第九條及び第二十三條において準用する公職選挙法第六十條
第十五條の二第二項	法第四十九條	法第九十四條において準用する公職選挙法第四十九條
第十五條の二第三項	法第五十六條	法第九十四條において準用する公職選挙法第五十六條
第十五條の二第四項	法第四十九條	法第九十四條において準用する公職選挙法第四十九條
第十五條の二第五項	令第六十二條、第六十三條及び第六十五條	令第九條及び第二十三條において準用する公職選挙法施行令第六十二條、第六十三條及び第六十五條
第十五條の三第一項	令第二十六條の五第二項 令第六十條 法第五十七條第一項	令第九條及び第二十三條において準用する公職選挙法施行令第二十六條の五第二項 令第九條及び第二十三條において準用する公職選挙法第六十條 法第九十四條において準用する公職選挙法第五十七條第一項
第十五條の三第二項	法第四十九條	法第九十四條において準用する公職選挙法第四十九條
第十五條の三第三項	令第二十六條の五第二項	令第九條及び第二十三條において準用する公職選挙法施行令第二十六條の五第二項
第十五條の四	法第四十八條の二第二項第一号（法第四十九條第一項においてこれを引用し、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）、市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）若しくは大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成二十四年法律第八十号）においてこれを準	法第九十四條において準用する公職選挙法第四十八條の二第二項第一号（法第四十九條第一項において準用する公職選挙法第四十九條第一項において引用する場合を含む。）

	用し、又は最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第三十六号）においてこの例によることとされている場合を含む。）	
第十六条	法第四十八条の二第二項第四号（法第四十九条第一項においてこれを引用法第九十四条において準用する公職選挙法第四十八条の二第二項第四号（法第九十四条において準用し、地方自治法、市町村の合併の特例に関する法律若しくは大都市地域にする公職選挙法第四十九条第一項において引用する場合を含む。）） 裁判官国民審査法においてこの例によることとされている場合を含む。）	
第十六条の二	令第五十条第一項（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）、市令第九条及び第二十三条において準用する公職選挙法施行令第五十条第一項 町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）若しくは大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十二号）においてこれを準用し、又は最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）においてこの例によることとされている場合を含む。）	
第十七条	令第五十一条第一項（地方自治法施行令、市町村の合併の特例に関する法令第九条及び第二十三条において準用する公職選挙法施行令第五十一条第一項 律施行令若しくは大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令においてこれを準用し、又は最高裁判所裁判官国民審査法施行令においてこの例によることとされている場合を含む。）	
附則	この省令は、公布の日から施行する。 附則（昭和五年八月一日農林省令第八九号） この省令は、公布の日から施行する。 附則（昭和九年七月三日農林省令第四〇号） この省令は、公布の日から施行する。 附則（昭和九年七月二三日農林省令第四五号） この省令は、公布の日から施行する。 附則（昭和五一年六月二六日農林省令第三〇号） この省令は、公布の日から施行する。 附則（昭和五三年七月五日農林省令第四九号）抄 この省令は、公布の日から施行する。 附則（平成元年六月六日農林水産省令第二七号） この省令は、公布の日から施行する。 附則（平成六年二月二二日農林水産省令第八五号） この省令は、平成六年十二月二十五日から施行する。 附則（平成八年三月一五日農林水産省令第三号） この省令は、公布の日から施行する。	
附則	この省令は、公布の日から施行する。 附則（平成一〇年四月一〇日農林水産省令第三二二号） この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成九年法律第二百二十七号）の施行の日（平成十年六月一日）から施行する。 2 この省令による改正後の海区漁業調整委員会委員の選挙等に関する省令の規定は、この省令の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この省令の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。	
附則	この省令は、平成十二年五月一日から施行する。ただし、別記第十八号様式の改正規定は、公布の日から施行する。 2 この省令による改正後の海区漁業調整委員会委員の選挙等に関する省令別記第三号様式、別記第六号様式の二、別記第六号様式の三及び別記第十六号様式の規定は、平成十二年五月一日以後その期日を告示される選挙から適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。 3 この省令による改正後の海区漁業調整委員会委員の選挙等に関する省令別記第十八号様式の規定は、公布の日以後その期日を告示される選挙については、なお従前の例による。	
附則	（平成一五年三月二五日農林水産省令第一九号） （施行期日）	
第一条	この省令は、民間事業者による信書の送達に関する法律の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。	

(海区漁業調整委員会委員の選挙等に関する省令の一部改正に伴う経過措置)

**第二条** この省令の施行の際、第一条の規定による改正前の海区漁業調整委員会委員の選挙等に関する省令の規定によつて調製し、又は作成した選挙人名簿、選挙人名簿の抄本、郵便投票証明書交付申請書、郵便投票証明書、郵便による不在者投票における投票用封筒の請求書及び郵便による不在者投票における投票用封筒がある場合には、同条の規定による改正後の海区漁業調整委員会委員の選挙等に関する省令別記第二号様式、別記第六号様式の二、別記第六号様式の三、別記第六号様式の四及び別記第六号様式の五にかかわらず、これらの申請書等を使用することを妨げない。

**附 則** (平成十五年一月二八日農林水産省令第二七号)

1 この省令は、平成十五年十二月一日から施行する。

2 この省令による改正後の海区漁業調整委員会委員の選挙等に関する省令の規定は、平成十五年十二月一日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

**附 則** (平成十六年二月二四日農林水産省令第一三三号)

1 この省令は、平成十六年三月一日から施行する。

2 この省令による改正後の海区漁業調整委員会委員の選挙等に関する省令の規定は、平成十六年三月一日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

**附 則** (平成十七年三月二五日農林水産省令第二五号)

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二十五年二月二七日農林水産省令第七号)

この省令は、大都市地域における特別区の設置に関する法律施行規則の施行の日(平成二十五年三月一日)から施行する。

**附 則** (平成二十八年六月一四日農林水産省令第四五号)

(施行期日)

1 この省令は、公職選挙法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十三号)の施行の日から施行する。

(適用区分)

2 この省令による改正後の海区漁業調整委員会委員の選挙等に関する省令の規定は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)の翌日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は施行日の翌日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日(以下「公示日」という。)以後その期日を告示される選挙又は解職の投票について適用し、公示日の前日までにその期日を告示された選挙又は解職の投票については、なお従前の例による。

別記

**附 則** (令和元年五月七日農林水産省令第一号)

(施行期日)

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

**第二条** この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

受付月日	月 日
------	-----

（何々）海区漁業調整委員会委員選挙人名簿登録申請書

申請者 住所（事業場の所在地）

（代表者）氏名 ㊟

（市町村）選挙管理委員会 御中

海区漁業調整委員会委員の選挙等に関する省令第一条の規定により 年 月 日現在による漁業調整委員会委員選挙人名簿の登録を下記のとおり申請する。

番号	氏名 (法人の名称)	生年月日	漁業の種類	漁業日数			特別資格の有無	選挙権の判定
				漁業者としての日数	漁業従事者日数	合計		
1		年 月 日						#
2		年 月 日						#
3		年 月 日						#
4		年 月 日						#
5		年 月 日						#
6		年 月 日						#

－（裏面の注意事項をよく読んでから記入して下さい。）－

別記

第一号様式

選挙人名簿登録申請書様式（第一条関係）  
海区漁業調整委員会委員選挙人名簿登録申請書

## (裏 面)

## 記 載 注 意

この申請書に基づいて海区漁業調整委員会委員の選挙人名簿が作られます。名簿に登載漏れになりますと、たとえ選挙権があつても投票することができませんから下記の1. の何れかの一つに該当される方は必ず定められた期間内に申請して下さい。

## 1. 選挙権を有する者の範囲

- (イ) 漁業法第86条第1項・・・海区漁業調整委員会が設置される海区に沿う市町村（農林水産大臣が指定した市町村を含む。）内に住所又は事業場を有するものであつて一年に九十日以上漁船を使用する漁業を営み又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事するもの（法人を含む。）
- (ロ) 漁業法第86条第2項・・・知事の権限によつて上記該当者の範囲を拡張せられたもの
- (ハ) 漁業法第86条第3項・・・海区漁業調整委員会の委員又は漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の役員であつてその委員又はその役員に就任後上記(イ)(ロ)に該当しなくなつたため選挙権を失つたもの（この場合に該当するものは委員又は役員でその任期中及び退任後最初に行われる選挙に限る。）

2. 申請の現在日 何年何月何日

3. 申請の期間 何年何月何日から 何年何月何日まで

4. 申請書の提出の場所 何市(区)(町)(村)選挙管理委員会又はその指定の場所

## 5. 記入上の注意事項

- (イ) 世帯を別にするもの又は法人はそれぞれ別の用紙を用いること。
- (ロ) 「漁業者」とは漁業を営むものをいい、「漁業従事者」とは漁業者のために漁業に従事するものをいう。
- (ハ) 上記1. の(ハ)に該当する者は、特別資格の欄に○印を付すること。

6. #印のところは記入しないこと。

7. 以上の外記載についてわからないことがあれば選挙管理委員会に問い合わせして下さい。

第二号様式（海区漁業調整委員会委員選挙人名簿（抄本）様式）（第

二条関係）

番号	住所 (事業場の所在地)	氏名 (法人の名称)	生年月日	性別	備考

備考

- 一 名簿（抄本）は、町又は字ごとに区画して調製しなければならない。ただし、数町若しくは数字ごとに合わせてとじ又は必要に応じ適宜に分けてとじても差し支えない。
- 二 選挙人が死亡したため又は決定、判決等により名簿（抄本）を修正したときは、その旨及び修正の年月日を備考欄に記載し、職印を押さなければならない。
- 三 令第五条第五項において準用する公職選挙法施行令第十八条第二項の規定により選挙人名簿登録証明書を交付したとき又は令第九条及び第二十三条において準用する公職選挙法施行令第五十九条の三第四項の規定により郵便等投票証明書を交付したとき若しくは令第九条及び第二十三条において準用する公職選挙法施行令第五十九条の三の二第二項若しくは第五項の規定による記載をしたときは、その旨及び交付（記載）の年月日を備考欄に記載しなければならない。
- 四 名簿（抄本）の表紙及び巻末には、それぞれ次のとおり記載しなければならない。

（表紙）

何年何月何日現在調

（何々）海区漁業調整委員会委員選挙人名簿（抄本）

都（何道府県）何群（市）何町（村）

何投票区（町若しくは字何々）

（巻末）

この（何々）海区漁業調整委員会委員選挙人名簿は、何年何月何日から何日間何の場所において縦覧させ、何年何月何日確定したものである。

この（何々）海区漁業調整委員会委員選挙人名簿抄本は、何年何月何日確定の（何々）海区漁業調整委員会委員選挙人名簿に基づいて調製したものである。

何市（区）（町）（村）選挙管理委員会委員長  
氏 名 印

第三号様式（選挙人名簿登録証明書交付申請書様式）（第三条関係）

選挙人名簿登録証明書交付申請書

漁業法施行令第五条第五項において準用する公職選挙法施行令第十八条の規定によつて選挙人名簿登録証明書の交付を受けたので、必要書類を添え申請します。

選挙人名簿に記載されている住所

生年月日

氏名

何年何月何日

何市（区）（町）（村）選挙管理委員会委員長 氏 名あて

添付書類

船員手帳（船員である旨の証明書）

備考

- 一 氏名欄の氏名は、必ず自分で書くこと。
- 二 船員である旨の証明書の証明者は、船舶所有者（船員法（昭和二十二年法律第百号）第五条の規定により船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）又は船長（それらの代理人を含む。）とする。



選挙人名簿登録証明書

住 所（事業場の所在地）  
氏 名

上記の者は、何年何月何日調製の（何々）海区漁業調整委員会委員選挙人名簿に登録されていることを証明する。

何年何月何日交付  
都（何道府県）何郡（市）(区) 何町（村）

選挙管理委員会委員長 氏 名印

選 挙	選 挙 期 日	不 在 者 投 票 用 紙 の 交 付	通 常 の 投 票
何 選 挙	何 年 何 月 何 日	何 県 何 郡（市）(区) 何 町（村） 交 付	交 付

備考 この証明書の有効期間は、交付の日から7年とする。

## 備 考

- 1 大きさは、縦15センチメートル、横10センチメートルとし、用紙はなるべく上質の厚紙を用いなければならない。
- 2 令第9条及び第23条において準用する公職選挙法施行令第35条第2項の規定によつて記入する場合においては、「通常の投票」欄に「交付」と記入するものとする。
- 3 令第9条及び第23条において準用する公職選挙法施行令第53条又は第54条の規定によつて記入する場合においては、「不在者投票用紙の交付」欄に「交付」と記入するとともに、当該市町村名を併せて記入しなければならない。

第四号様式（投票用紙様式）（第四条関係）

折目	裏	表	折目
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     候補者氏名 (名称)                 </div>	<p>○注 意</p> <p>一 候補者の氏名（法人の場合は名称）は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名（法人の場合は名称）は、書かないこと。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     都（道）府（県） （市）（区）（町）（村） 選挙管理委員会印                 </div>	

備考

- 一 用紙は、折りたたんだ場合においてなるべく外部から文字を透視することができない紙質のものを使用しなければならぬ。
- 二 投票用紙に押すべき都道府県の選挙管理委員会の印は、都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより、都道府県の印又は市区町村の選挙管理委員会の印若しくは市区町村の印をもつてこれを代えても差し支えない。
- 三 不正行為を防止することができる方法で投票用紙を印刷することができるものと認められる場合に限り、都道府県の選挙管理委員会は、その定めるところにより、投票用紙に押すべき都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の市の選挙管理委員会の印を刷込式にしても差し支えない。
- 四 投票用紙は、片面印刷の方法により調製しても差し支えない。

第四号様式の二（解職の投票用紙様式）（第四条関係）

裏	表				
<p style="text-align: center;">折目</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">賛成</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">反対</td> </tr> <tr> <td style="height: 150px;"></td> <td style="height: 150px;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">折目</p> <p>○注 意</p> <p>一 解職に賛成の人は、賛成欄に解職の請求を受けている者の氏名（法人の場合は名称）を書くこと。</p> <p>二 解職に反対の人は、反対欄に解職の請求を受けている者の氏名（法人の場合は名称）を書くこと。</p>	賛成	反対			<p style="text-align: center;">折目</p> <p style="text-align: center;">（何々）海区漁業調整委員会委員の解職投票</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>都（道）府（県） （市）（区）（町）（村） 選挙管理委員会印</p> </div> <p style="text-align: center;">折目</p>
賛成	反対				

備考

- 一 用紙の紙質及び用紙に押すべき都道府県選挙管理委員会の印については、第四号様式に準ずる。
- 二 この様式は、海区漁業調整委員会の委員に対する解職請求に基づき投票を行う場合に用いる。
- 三 投票用紙は、片面印刷の方法により調製しても差し支えない。

第五号様式（船員の不在者投票における投票用紙様式）（第四条関係）

折目	表
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">候補者氏名 (名称)</p> </div> <p>○注 意 一 候補者の氏名（法人の場合は名称）は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名（法人の場合は名称）は、書かないこと。</p>	<p style="text-align: center;">(何々)海区漁業調整委員会委員選挙船員不在者投票</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">市(区)(町)(村) 選挙管理委員会印</p> </div>

備考

- 一 用紙は、折りたたんだ場合においてなるべく外部から文字を透視することができない紙質のものを使用しなければならぬ。
- 二 投票用紙には、投票用紙を交付する市区町村選挙管理委員会の印を押さなければならない。この場合においては、市区町村の印をもつてこれを代えても差し支えない。
- 三 投票用紙は、片面印刷の方法により調製しても差し支えない。

第五号様式の二（船員の不在者投票における解職の投票用紙様式）  
（第四条関係）

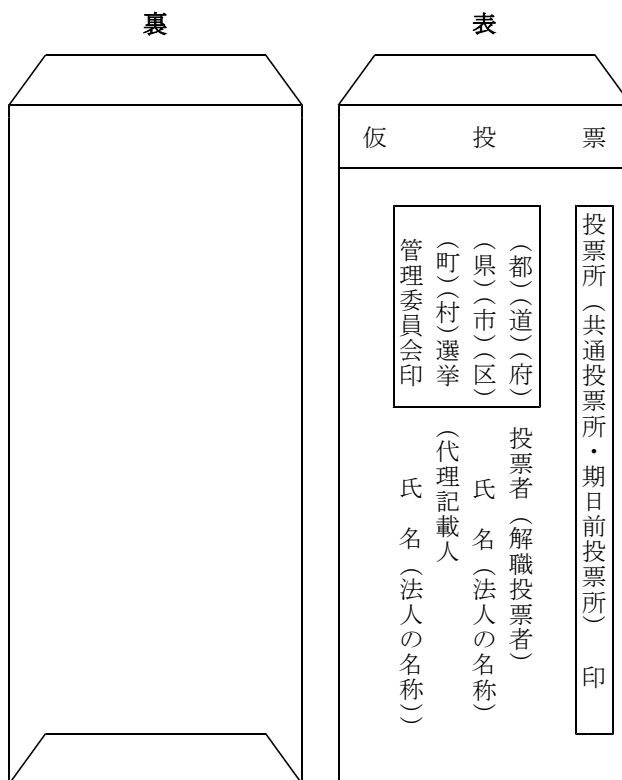
折目 裏 〇注 意 一 解職に賛成の人は、賛成欄に解職の請求を受けている者の氏名（法人の場合は名称）を書くこと。 二 解職に反対の人は、反対欄に解職の請求を受けている者の氏名（法人の場合は名称）を書くこと。	折目 表 （何々）海区漁業調整委員会委員の解職投票船員不在者投票 市（区）（町）（村）選挙管理委員会印
---	--

折目 裏 〇注 意 一 解職に賛成の人は、賛成欄に解職の請求を受けている者の氏名（法人の場合は名称）を書くこと。 二 解職に反対の人は、反対欄に解職の請求を受けている者の氏名（法人の場合は名称）を書くこと。	折目 表 （何々）海区漁業調整委員会委員の解職投票船員不在者投票 市（区）（町）（村）選挙管理委員会印
---	--

備考

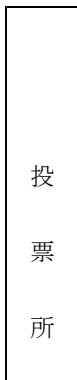
- 一 用紙の紙質及び用紙に押すべき市区町村選挙管理委員会の印については、第五号様式に準ずる。
- 二 この様式は、海区漁業調整委員会の委員に対する解職請求に基づき投票を行う場合の船員不在者投票に用いる。
- 三 投票用紙は、片面印刷の方法により調製しても差し支えない。

第六号様式（仮投票用封筒様式）（第五条関係）



備考

一 投票所印は、あらかじめ封筒に次の印章を押し又は印刷しておき、各投票所において投票所名を記入し、これに代えても差し支えない。



二 共通投票所印及び期日前投票所印については、備考一に準ずる。ただし、二以上の共通投票所を設けない場合又は二以上の期日前投票所を設けない場合には、共通投票所又は期日前投票所名を記入する必要はない。

三 封筒に押すべき都(道府県)(市)(区)(町)(村)選挙管理委員会の印については、第四号様式(投票用紙様式)の備考二及び三に準ずる。

四 漁業法第九十四条及び第九十九条において準用する公職選挙法第五十条の規定による仮投票に関し、同法第四十八条の規定により代理投票をさせた場合においては、投票管理者は、封筒の表面に同法第四十八条該当である旨を記載しなければならない。

五 令第九条及び第二十三条において準用する公職選挙法施行令第四十一条第二項及び第三項の場合においては、表面左下段に代理記載人の氏名を記載しなければならない。

第七号様式（立会人となるべき者の届出書様式）（第六条関係）

**第七号様式**（立会人となるべき者の届出書様式）（第六条関係）

開票（選挙）立会人となるべき者の届出書

立会人となるべき者

住所 都（何道府県）何郡（市）何町（村）字何（町）何番地

氏 名

生年月日（何年何月何日）

選挙（解職の投票） 何年何月何日執行の（何々）海区漁業

調整委員会委員選挙（解職の投票）

立ち会うべき開票区（選挙区）何開票区（選挙区）

右のとおり本人の承諾を得てお届けします。

何年何月何日

（何々）海区漁業調整委員会委員選挙委

員候補者（解職請求代表者）（委員）

氏 名（法人の名称） 印

選挙管理委員会委員長（選挙長） 氏 名宛

第八号様式（立会人となることの承諾書様式）（第六条関係）

承 諾 書

何年何月何日執行の（何々）海区漁業調整委員会委員選挙  
（解職の投票）における開票（選挙）立会人となるべきことを承  
諾します。

何年何月何日

都（何道府県）何郡（市）何町

（村）字何（町）何番地

氏 名印

（何々）海区漁業調整委員会委員選挙（解職の投票）委員候補  
者（解職請求代表者）（委員）宛



第九号様式（委員候補者の届出書様式）（第七条関係）

（何々）海区漁業調整委員会委員候補者届出書（本人届出）

候補者	氏（ふりがな） 名（法人の名称）		性別
	都（何道府県）何郡（市）何町（村）字 何（町）何番地		
住所 〔事業場の所在地〕	何年何月何日（才）		
生年月日	何年何月何日	（才）	
党派	何々	職業	何々
	何年何月何日執行の（何々）海区漁業調整委員会委員選挙		
選挙	所属党派証明書 戸籍の謄本又は抄本		
添付資料	何年何月何日		

右のとおり関係書類を添えて立候補の届出をします。

何年何月何日

氏 名（法人の名称） 印

選挙長あて

備考

- 一 「生年月日」欄の年齢は、選挙の期日現在の満年齢を記載しなければならぬ。
- 二 令第八条第七項に規定する政党その他の政治団体の証明書を有しない者は、「党派」欄に「無所属」と記載しなければならぬ。

三 「職業」欄には、職業をなるべく詳細に記載し、兼職を禁止されている職にある者についてはその職名を記載しなければならぬ。

第十号様式（委員候補者の推薦届出書様式）（第七条関係）

（何々）海区漁業調整委員会委員候補者届出書（推薦届出）

候補者	氏（ふりがな） 名（法人の名称）		性別
	都（何道府県）何郡（市）何町（村）字 何（町）何番地		
住所 〔事業場の所在地〕	何年何月何日（才）		
生年月日	何々	職業	何々
党派	何年何月何日執行の（何々）海区漁業調整委員会委員選挙		
選挙	一 所属党派証明書 二 候補者の承諾書 三 選挙人名簿登録証明書 四 戸籍の謄本又は抄本		
添付資料			

右のとおり推薦届出をします。

何年何月何日

推薦届出者

住所（事業場の所在地）  
都（何道府県）何郡（市）何町（村）字何（町）何番地

氏 名（法人の名称） 印

生年月日（何年何月何日）

（推薦届出者）

（住所又は事業場の所在地）  
都（何道府県）何郡（市）何町（村）字何（町）何番地

氏 名（法人の名称） 印

備考 「生年月日」欄、「党派」欄及び「職業」欄の記載については、第九号様式の備考に準ずる。

## 第十一号様式（委員候補者の推薦届出の承諾書様式）（第七条関係）

（何々）海区漁業調整委員会委員候補者推薦届出承

諾書

何年何月何日執行の（何々）海区漁業調整委員会委員選挙における委員候補者となることを承諾します。

何年何月何日

都（何道府県）何郡（市）何町（村）字何（町）何番地  
氏 名（法人の名称）印

推薦届出者 氏 名（法人の名称）宛

第十二号様式（選挙人名簿登録証明書様式）（第六条及び第七条関係）

選挙人名簿登録証明書

住所（事業場の所在地）

都（何道府県）何郡（市）何町（村）  
字何（町）何番地

氏名（法人の名称）印

右の者は、本市（区）町（村）において 何年何月何日現在で調製した（何々）海区漁業調整員会委員選挙人名簿に登録されていることを証明する。

何年何月何日

都（何道府県）何郡（市）何町（村）選挙管理委員会委員長 氏

名

第十三号様式 削除  
第十四号様式（委員候補者の所属党派の証明書様式）（第七条関係）

第十四号様式（委員候補者の所属党派の証明書様式）（第七条関係）

所属党派証明書

候補者 氏 名（法人の名称）

住所（事業場の所在地）都（何道府県）何郡（市）何町（村）字  
何（町）何番地

この者は、何々党（何々政治団体）員であることを証明する。

何年何月何日

政党（支部）（政治団体）

代表者（支部長、責任者）氏

名印

第十五号様式（委員候補者辞退届出書様式）（第七条関係）

（何々）海区漁業調整委員会委員候補者辞退届出書

候補者 氏 名（法人の名称）

事由 何々

右のとおり 何年何月何日執行の（何々）海区漁業調整委員会委員選挙において候補者たることを辞する旨の届出をします。

何年何月何日

（何々）海区漁業調整委員会委員候補者

氏 名（法人の名称）印

選挙長宛

## 第十五号様式之二（通称認定申請書様式）（第七条の二関係）

通称認定申請書

候補者 氏ふりがな名な呼称 何ふりがな々な

何年何月何日執行の（何々）海区漁業調整委員会委員選挙において、漁業法施行令第八条第五項の規定により右の呼称を通称として認定された  
く申請します。

何年何月何日

氏名



何選挙長 氏名 あて

備考 この申請書を提出するときは、併せて当該呼称が戸籍簿に記載された氏名に代わるものとしてひろく通用していることを証するに足る資料を提示しなければならない。

第十五号様式の三（認定書様式）（第七条の二関係）

認 定 書

何年何月何日漁業法施行令第八条第五項の規定により申請のあつた通称のことについては、次の呼称は、通称として認定する。

候補者 氏ふりがな  
呼称 何ふりがな々々

何年何月何日

候補者の氏名 あて

何選挙長 氏 名 印



第十六号様式（投票録様式）（第八条関係）

その一

何年何月何日 (何々) 海区漁業調整委員会委員選挙 (解職投票) 投票所投票録  
 執行 何投票区  
 1 投票所 郡(市)町(村)番地 建物名称  
 2 投票所開閉の時刻 午前(後) 時 分開始 午後(前) 時 分閉鎖  
 3 投票立会人

住所(事業場の所在地)	氏 名	立 会 時 間	備 考
		午前(後) 時 分から 午後(前) 時 分まで	
		午前(後) 時 分から 午後(前) 時 分まで	

4 投票状況

(イ) 有権者及び投票人

選挙人名簿登録者数	選挙当日有権者数	投票人総数

(ロ) 不在者投票

総 数	受 理 数	不 受 理 数	拒 否 数		投票所閉鎖後の送致数
			点字投票の拒否	代理投票の拒否	

(ハ) 特殊な投票

確定決定書又は判決書による投票数	点 字 投 票 数	代 理 投 票 数	仮 投 票 数

5 その他

項 目	事 項	備 考

6 投票箱送致者

氏 名

7 投票所事務従事者

氏 名 外 何人

投票管理者は、この投票録を作り、投票立会人とともに署名する。

何年何月何日

投票管理者 氏 名

投票立会人 氏 名

氏 名

備考

- この様式は、投票所における投票録の様式である。
- 指定投票区若しくは指定関係投票区である場合又は海区漁業調整委員会の選挙等に関する省令第12条において準用する公職選挙法施行規則第15条の2第3項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となった場合には、その旨を「何投票区」に続いて記載すること。
- 「選挙当日有権者」には、期日前投票を行つた者のうち選挙の期日までの間に選挙権を有しなくなつたものも含まれるものであること。
- 投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。
- 指定関係投票区である場合には、4の(ロ)表に斜線を引くこと。ただし、繰延投票が行われ当該投票区に属する選挙人がした漁業法第94条（同法第99条第5項において準用する場合を含む。）において準用する公職選挙法第49条第1項及び第2項の規定による投票の送致を受けた場合又は海区漁業調整委員会委員の選挙等に関する省令第12条において準用する公職選挙法施行規則第15条の2第3項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する選挙区となった場合は、この限りでない。
- 本人である旨を宣言させて投票させた場合、不在者投票の用紙を返還させて投票させた場合等には、5の表にそれらの数を記入すること。
- 署名をする投票立会人は、投票所の閉鎖時において選任されている投票立会人とする。

## その二

何年何月何日 (何々) 海区漁業調整委員会委員選挙 (解職投票) 共通投票所投票録

- 執行  
 1 共通投票所 郡(市)町(村)番地 建物名称  
 2 共通投票所開閉の時刻 午前(後) 時 分開始 午後(前) 時 分閉鎖  
 3 投票立会人

住所(事業場の所在地)	氏 名	立 会 時 間	備 考
		午前(後) 時 分から 午後(前) 時 分まで	
		午前(後) 時 分から 午後(前) 時 分まで	

## 4 投票状況

(イ) 投票人

投 票 者 数

(ロ) 特殊な投票

確定決定書又は判決書による投票数	点 字 投 票 数	代 理 投 票 数	仮 投 票 数

## 5 その他

項 目	事 項	備 考

## 6 投票箱送致者

氏 名

## 7 共通投票所事務従事者

氏 名

外 何人

投票管理者は、この投票録を作り、投票立会人とともに署名する。

何年何月何日

投票管理者

氏 名

投票立会人

氏 名

氏 名

## 備考

- この様式は、共通投票所における投票録の様式である。
- 投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。
- 本人である旨を宣言させて投票させた場合、不在者投票の用紙を返還させて投票させた場合等には、5の表にそれらの数を記入すること。
- 署名をする投票立会人は、共通投票所の閉鎖時において選任されている投票立会人とする。

## その三

- 何年何月何日 (何々) 海区漁業調整委員会委員選挙 (解職投票) 期日前投票所投票録  
 執行  
 1 期日前投票年月日 何年何月何日  
 2 期日前投票所 郡(市)町(村)番地 建物名称  
 3 期日前投票所を設ける期間 何年何月何日から 何年何月何日まで  
 4 期日前投票所開閉の時刻 午前(後) 時 分開始 午後(前) 時 分閉鎖  
 5 投票立会人

住所(事業場の所在地)	氏名	立会時間	備考
		午前(後) 時 分から 午後(前) 時 分まで	
		午前(後) 時 分から 午後(前) 時 分まで	

6 投票状況  
 (イ) 投票人

投票者数

## (ロ) 特殊な投票

確定決定書又は判決書による投票数	点字投票数	代理投票数	仮投票数

## 7 その他

項目	事項	備考

- 8 期日前投票所事務従事者 氏名 外 何人  
 投票管理者は、この投票録を作り、投票立会人とともに署名する。  
 何年何月何日 投票管理者 氏名  
 投票立会人 氏名  
 氏名

## 備考

- この様式は、期日前投票所における投票録の様式である。
- 投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。
- 本人である旨を宣言させて投票させた場合、不在者投票の用紙を返還させて投票させた場合等には、7の表にそれらの数を記入すること。
- 署名をする投票立会人は、期日前投票所の閉鎖時において選任されている投票立会人とする。

## 第十七号様式（不在者投票に関する調書様式）（第八条関係）

## 不在者投票に関する調書

何投票区

1 漁業法施行令第9条及び第23条において準用する公職選挙法施行令第53条の規定により投票用紙及び投票用封筒を交付した者	人	備考
	(うち投票者 人)	
2 漁業法施行令第9条及び第23条において準用する公職選挙法施行令第54条の規定により他の市町村で投票用紙及び投票用封筒の交付を受けて投票した船員	人	備考
3 漁業法施行令第9条及び第23条において準用する公職選挙法施行令第59条の4の規定により投票用紙及び投票用封筒を交付した者	人	備考
	(うち投票者 人)	
4 投票用紙及び投票用封筒の交付を拒絶した者	拒絶理由	拒絶年月日
(氏 名)		
(氏 名)		
計		

何年何月何日調製

何市(区)(町)(村)  
選挙管理委員会委員長

氏

名 印

## 備考

漁業法施行令第9条及び第23条において準用する公職選挙法施行令第53条、第54条又は第59条の4の規定により投票用紙及び投票用封筒を交付した者のうち期日前投票所において漁業法第94条において準用する公職選挙法第50条の規定による仮投票を行った者がある場合には、その者の氏名を1の欄、2の欄又は3の欄の「備考」欄に記載すること。

## 第十八号様式（開票録様式）（第八条関係）

何年何月何日（何々）海区漁業調整委員会委員選挙（解職投票）開票録  
 執 行 何開票区

1. 開票所 郡（市）町（村）番地 建物名称
2. 開票時間 午前（後） 時 分から午後（前） 時 分まで
3. 開票立会人

住所（事業場の所在地）	氏 名	立 会 時 間		備 考
		午前（後） 時 分から	午後（前） 時 分まで	
		午前（後） 時 分から	午後（前） 時 分まで	
		午前（後） 時 分から	午後（前） 時 分まで	
		午前（後） 時 分から	午後（前） 時 分まで	
		午前（後） 時 分から	午後（前） 時 分まで	
		午前（後） 時 分から	午後（前） 時 分まで	

4. 仮投票

総 数	受 理 数	不 受 理 数



いずれの候補者にも属しないもの	票
備考	

## (ハ) 無効投票

## (a)

所定の様式を用いないもの	候補者でない者又は漁業法第87条第3項若しくは第4項の規定により候補者となることができない者の氏名(法人の名称)を記載したもの	2人以上の候補者の氏名(法人の名称)を記載したもの	被選挙権のない候補者の氏名(法人の名称)を記載したもの	候補者の氏名(法人の名称)以外の事を記載したもの	候補者の氏名(法人の名称)を自書しないもの	どの候補者を記載したか確認できないもの	計

## (b)

所定の様式を用いないもの	海区漁業調整委員会の委員でない者の氏名(法人の名称)を記載したもの	海区漁業調整委員会の委員の氏名(法人の名称)以外の事を記載したもの	海区漁業調整委員会の委員の氏名(法人の名称)を自書しないもの	賛否のいずれか又はどの海区漁業調整委員会の委員を記載したか確認できないもの	計

## (ニ) 候補者の得票数(賛否の投票数)

## (a)

--

得票数	候補者氏名 (法人の名称)	党派別	得票数	候補者氏名 (法人の名称)	党派別

(b)

賛成投票数	反対投票数	委員氏名(名称)

6. その他

項目	事項	備考

7. 開票事務従事者

氏 名 外 何人

開票管理者は、この開票録を作り、開票立会人とともに署名する。

何年何月何日

開票管理者	氏	名
開票立会人	氏	名
	氏	名

備考

5. の(ロ)表、(ハ)(a)表及び(ニ)(a)表は、委員選挙の場合に、(ハ)(b)表及び(ニ)(b)表は解職投票の場合に用いる。



## 第十九号様式（選挙録様式）（第八条関係）

その一

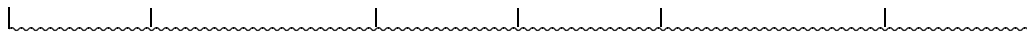
何年何月何日（何々）海区漁業調整委員会委員選挙（解職投票）選挙録  
 執 行

1. 選挙会場 郡（市） 町（村） 番地 建物名称  
 2. 選挙会時間 午前（後） 時 分から午後（前） 時 分まで  
 3. 選挙立会人

住所（事業場の所在地）	氏 名	立 会 時 間	備 考
		午前（後） 時 分から 午後（前） 時 分まで	
		午前（後） 時 分から 午後（前） 時 分まで	
		午前（後） 時 分から 午後（前） 時 分まで	
		午前（後） 時 分から 午後（前） 時 分まで	
		午前（後） 時 分から	

4. 選挙結果（解職投票の結果）  
 (イ) 各候補者の得票数（賛否の投票数）  
 (a)

得 票 数	候 補 者 氏 名 （ 法 人 の 名 称 ）	党 派 別	得 票 数	候 補 者 氏 名 （ 法 人 の 名 称 ）	党 派 別



(b)

賛成投票数	反対投票数	委員氏名(名称)

(ロ) 有効投票に達した候補者数と達しなかった候補者数

選挙区内の委員の定数をも って有効投票の総数を除し て得た数(1)	(1)の数の1/4の数 (2)	得票数が(2)の数に達 した候補者数	得票数が(2)の数に達し なかった候補者数

5. 当選人

氏名(法人の名称)  
 氏名(法人の名称)  
 氏名(法人の名称)  
 氏名(法人の名称)  
 氏名(法人の名称)  
 氏名(法人の名称)  
 氏名(法人の名称)

## 6. その他

項 目	事 項	備 考

## 7. 選挙会事務従事者

氏 名 外 何人

選挙長は、この選挙録を作り、選挙立会人とともに署名する。

何年何月何日

選 挙 長	氏	名
選挙立会人	氏	名
	氏	名

## 備 考

4. の (イ) (a) 表、(ロ) 表及び5. は、委員選挙の場合に、4. の (イ) (b) 表は解職投票の場合に用いる。

## その二

何年何月何日 (何々) 海区漁業調整委員会委員選挙会選挙録  
 執 行

1. 選挙会場 郡(市) 町(村) 番地 建物名称
2. 選挙会時間 午前(後) 時 分から午後(前) 時 分まで
3. 選挙立会人

住所(事業場の所在地)	氏 名	立 会 時 間	備 考
		自午前(後) 時 分 至午後(前) 時 分	
		自午前(後) 時 分 至午後(前) 時 分	
		自午前(後) 時 分 至午後(前) 時 分	

4. 選挙結果  
 定数及び候補者氏名(法人の名称)並びに被選挙権の有無

定 数	候補者氏名(法人の名称)	党 派 別	被選挙権の有無

5. 当 選 人 (候補者が定数を超えないため無投票当選)

氏 名 (法人の名称)  
氏 名 (法人の名称)  
氏 名 (法人の名称)  
氏 名 (法人の名称)  
氏 名 (法人の名称)  
氏 名 (法人の名称)

6. 選挙会事務従事者

氏 名 外 何人

選挙長は、この選挙録を作り、選挙立会人とともに署名する。

何年何月何日

選 挙 長 氏 名  
選挙立会人 氏 名  
氏 名

第二十号様式（当選証書様式）（第九条関係）

（何々）海区漁業調整委員会委員当選証書

住 所

氏 名（法人の名称）

右は、都（何道府県）（何々）海区漁業調整委員会委員に当選したことを証する。

何年何月何日

都（何道府県）何郡（市）町（村）選挙管理委員会委員長 氏 名印

## 第二十一号様式（解職請求書様式）（第十条関係）

都（何道府県）（何々）海区漁業調整委員会委員解散請求書

何某委員解職請求の要旨

一 請求の要旨（千字以内）

二 請求代表者

住所（事業場の所在地）氏

名（名称）印

〔住所（事業場の所在地）氏

名（名称）印〕

右漁業法第九十九条第一項の規定により何某委員の解職を請求いたします。

何年何月何日

都（何道府県）（何市町村）選挙管理委員会あて

備考

- 一 本請求書又はその写しは、解職請求書署名簿ごとにつづり込みとすること。
- 二 氏名は、自署すること。

第二十二号様式（解職請求代表者証明書様式）（第十条関係）

（何々）海区漁業調整委員会委員解職請求代表者証明書

住所（事業場の所在地）氏

名（名称）

（住所（事業場の所在地）氏

名（名称）

右の者は、（何々）海区漁業調整委員会委員解職請求代表者であることを証明する。

何年何月何日

都（何府県）（何市町村）選挙管理委員会

委員長 氏

名 印

備考

本証明書又はその写しは、各解職請求者署名簿ごとにつづり込みとすること。



第二十三号様式（解職請求書署名簿様式）（第十条関係）  
（表紙）

何年何月何日  
（何々）海区漁業調整委員会委員解職請求者  
署名簿（第 号）

有効無効の印	番号	署名年月日	住所 （事業場所在地）	生年月日	氏名 （名称）	印	備考

備考

- 一 本署名簿を二冊以上作製したときは、名署名簿に通ずる一連番号を附さなければならない。
- 二 解職請求書（写）及び解職請求代表者証明書（写）又は解職請求署名収集委任状は、表紙の次につづり込むものとする。
- 三 令第二十二條において準用する地方自治法施行令第九十五條の三の規定による附記は、当該署名の備考欄に記入すること。
- 四 署名簿が二冊以上あるときは、令第二十二條において準用する地方自治法施行令第九十五條の四の規定による記載は、一連番号の最後の署名簿の末尾にこれをしなければならない。

第二十四号様式（解職請求署名収集委任状様式）（第十条関係）

（何々）海区漁業調整委員会委員解職請求署名収集委任状

受任者の氏名

住 所（事業場の所在地）都（何道府県）何郡（市）町（村）大字何（町）何番地

右の者に対し、（何々）海区漁業調整委員会委員解職請求者署名簿に署名及び印を求めんことを委任する。

何年何月何日

（何々）海区漁業調整委員会委員解職請求代表者

氏 名（名 称）印

（氏 名（名 称）印）

備 考

請求代表者が二人以上あるときは、すべての請求代表者の氏名（名称）を記載し、印を押すこと。

## 第二十五号様式（解職請求署名収集委任届様式）（第十条関係）

（何々）海区漁業調整委員会委員解職請求署名収集  
委任届

受任者氏名

住所（事業場の所在地）都（何道府県）何郡（市）町（村）大字何（町）何番地

生 年 月 日 何年何月何日

委任の年月日 何年何月何日

右お届けします。

何年何月何日

（何々）海区漁業調整委員会委員解職請求代表者

住所（事業場の所在地）氏 名（名 称）印

〔住所（事業場の所在地）氏 名（名 称）印〕

都（何府県）（何市町村）選挙管理委員会あて

備 考

請求代表者が二人以上あるときは、すべての請求代表者の氏名（名称）を記載し、印を押すこと。

第二十六号様式（解職請求署名審査録様式）（第十条関係）

（何々）海区漁業調整委員会委員解職請求署名審査録

一 署名簿の受理 何年何月何日（何々）海区漁業調整委員会委員解職請求者署名簿（何冊）解職請求代表者何某（外何名）

二 署名審査開始 何年何月何日

三 審査

（一） 署名簿の提出が漁業法施行令第十三条第一項の期間を経過した後であつたので、何月何日却下した。

（二） 署名簿（第 号）に請求書（写）（請求代表者証明書（写））（請求署名収集委任状）が欠けているので、当該署名簿の署名を無効と決定した。

（三） 署名簿（第 号）の様式に署名年月日（住所）（生年月日）（印）の欄がないので、当該署名簿を無効とした。

（四） 何番（署名簿第 号）の何某とある署名は、選挙人名簿に記載されていないので、無効と決定した。

（五） 何番（署名簿第 号）の何某とある署名は、ゴム印（活字等）でなされたものであるので、無効と決定した。

（六） 何番（署名簿第 号）の何某とある署名は、何人であるかを確認し難いので、無効と決定した。

（七） 何番（署名簿第 号）の何某とある署名には、署名年月日（住所）（事業場の所在地）（生年月日）（印）がないので、無効と決定した。

（八） 何番（署名簿第 号）の何某とある署名は、何月何日何某の出頭及び証言を求めた結果、本人の自書でないと認められるので、何月何日無効と決定した。何某の証言内容は、次のとおりである。

（九）

四 審査終了 何年何月何日

五 証明の修了

(一) 何月何日何某から何番(署名簿第 号)の何某とある署名は、詐偽(強迫)に基づく旨の申立てがあつたので、何月何日何某の証言を求めた結果、何某の申立てを正当と認め、何月何日これを無効と決定した。申立て及び証言の概略は、次のとおりである。

(二) 何月何日何某から何番(署名簿第 号)の何某とある署名の無効(有効)の決定について異議の申立てがあつたので、審査の結果、申立てを正当と認め、何月何日これを有効(無効)と決定し、当該署名の備考欄にこの旨を記載した。審査の概略は、次のとおりである。

(三) .....  
六 署名簿の返付 何年何月何日署名簿の末尾の記載は、有効署名数何々無効署名数何々総数何々である。

右は、(何々)海区漁業調整委員会委員解職請求者名簿についての本選挙管理委員会の審査の次第である。

何年何月何日

何市(町)(村)選挙管理委員会

書	委	委	委	委
記	員	員	員	長
氏	氏	氏	氏	氏
名	名	名	名	名
印	印	印	印	印

第二十七号様式（解職請求署名収集証明書）（第十条関係）

（何々）海区漁業調整委員会委員解職請求署名収集証明書

（何々）海区漁業調整委員会委員解職請求書に添えて提出する（何々）海区漁業調整委員会委員解職請求書署名簿には、漁業法第九十九条第二項の規定により、何年何月何日付で告示された選挙権を有する者の総数の三分の一（何千何百何人）により有効署名があることを証明します。

（なお、署名の効力の決定に関する判決書何通を添付します。）

何年何月何日

（何々）海区漁業調整委員会委員解職請求代表者

氏 名（名称）印  
〔氏 名（名称）印〕